

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編修正(案)

令和5年3月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考
1 2	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的等</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和<u>36</u>年法律第223号。以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成<u>11</u>年法律第156号。以下「<u>原災法</u>」という。）に準じ、関西電力株式会社高浜発電所（以下「<u>高浜発電所</u>」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下「<u>大飯発電所</u>」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和<u>36</u>年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>平成<u>23</u>年3月<u>11</u>日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、今まで起こり得ないとされてきた事故が発生し、想定範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となった（参考資料1参照）。</p> <p>例えば、半径<u>20 km</u>以遠の周辺地域において年間積算放射線量<u>20</u>ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に約<u>50 km</u>の地域まで広がっている。</p> <p>また、上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後1年間の積算放射線量が<u>20</u>ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定され、当該世帯には避難することが勧奨されたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に<u>50 km</u>以遠の地域まで点在している。</p> <p>当時の防災指針（原子力安全委員会）では「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」は原子力発電所からおおむね半径<u>10 km</u>の範囲とされており、EPZに係る自治体は原子力災害に対する防災計画等を策定し、原子力災害に対しての備えを行っていたが、事故の影響はEPZをはるかに超える広範囲のものとなった。</p> <p>そこで今回の事故の教訓等を踏まえ、防災指針（原子力安全委員会）は原子力災害対策指針（原子力規制委員会）に改訂され、新しい「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方が示された。</p> <p>これによると、従来のEPZ（原子力発電所からおおむね半径8～<u>10 km</u>の範囲）に代えて、PAZ（原子力発電所からおおむね半径5 <u>km</u>の範囲）とUPZ（原子力発電所からおおむね半径<u>30 km</u>の範囲）を設けており、「防災対策を重点的に充実すべき地域」が従来の半径<u>10 km</u>の範囲から半径<u>30 km</u>の範囲まで拡大された。</p> <p>上述の内容に鑑みると、本市は、高浜発電所から<u>30～60 km</u>の範囲に位置し、また大飯発電所から<u>40～70 km</u>の範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所からおおむね半径5 <u>km</u>の範囲）やUPZ（原子力発電所からおおむね半径<u>30 km</u>の範囲）に係らないものの、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際、年間積算放射線量<u>20</u>ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるとして想定される。</p> <p>また、本市は、<u>ブルーム</u>通過時に放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性があるとして想定される。</p> <p>本市としては、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態、対応と原子力規制委員会が</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的等</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和<u>36</u>年法律第223号。以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成<u>11</u>年法律第156号。以下「<u>原災法</u>」という。）に準じ、関西電力株式会社高浜発電所（以下「<u>高浜発電所</u>」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下「<u>大飯発電所</u>」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和<u>36</u>年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、<u>住民等の生命、身体及び財産</u>を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>平成<u>23</u>年3月<u>11</u>日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、今まで起こり得ないとされてきた事故が発生し、想定範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となった（参考資料1参照）。</p> <p>例えば、半径<u>20 km</u>以遠の周辺地域において年間積算放射線量<u>20</u>ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に約<u>50 km</u>の地域まで広がっている。</p> <p>また、上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後1年間の積算放射線量が<u>20</u>ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定され、当該世帯には避難することが勧奨されたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に<u>50 km</u>以遠の地域まで点在している。</p> <p>当時の防災指針（原子力安全委員会）では「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」は原子力発電所からおおむね半径<u>10 km</u>の範囲とされており、EPZに係る自治体は原子力災害に対する防災計画等を策定し、原子力災害に対しての備えを行っていたが、事故の影響はEPZをはるかに超える広範囲のものとなった。</p> <p>そこで今回の事故の教訓等を踏まえ、防災指針（原子力安全委員会）は原子力災害対策指針（原子力規制委員会）に改訂され、新しい「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方が示された。</p> <p>これによると、従来のEPZ（原子力発電所からおおむね半径8～<u>10 km</u>の範囲）に代えて、PAZ（原子力発電所からおおむね半径5 <u>km</u>の範囲）とUPZ（原子力発電所からおおむね半径<u>30 km</u>の範囲）を設けており、「防災対策を重点的に充実すべき地域」が従来の半径<u>10 km</u>の範囲から半径<u>30 km</u>の範囲まで拡大された。</p> <p>上述の内容に鑑みると、本市は、高浜発電所から<u>30～60 km</u>の範囲に位置し、また大飯発電所から<u>40～70 km</u>の範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所からおおむね半径5 <u>km</u>の範囲）やUPZ（原子力発電所から<u>概ね</u>半径<u>30 km</u>の範囲）に係らないものの、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際、年間積算放射線量<u>20</u>ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるとして想定される。</p> <p>また、本市は、<u>気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）</u>通過時に放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性があるとして想定される。</p>	原子力災害対策指針との整合（字句修正）

ページ	現行	改正案	備考
3	<p>示した「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方を踏まえて、講じるべき対策を定めておくこととする。</p> <p>この「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」はこうした対策を定めるために策定したものである。</p> <p>なお、計画の運用に当たっては、他府県との広域的な連携が必要であるため、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」との整合を図るとともに、対策の実施に当たっては、事故の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。</p> <p>また、今後、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、適宜、「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">参考資料 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">福島第一原子力発電所の事故における避難区域等の概要</p> <p>1 福島第一原子力発電所から半径 20 km の範囲 当初、避難指示が出され、後に法的効力を持つ「警戒区域」に設定されて立入禁止となった。</p> <p>2 福島第一原子力発電所から半径 20 km 以遠 当初、半径 20 km 以遠 30 km 以内が「屋内退避地域」に指定され、後にこれを改めて、次の区域等の設定がなされた。</p> <p>(1) 「計画的避難区域」の設定 半径 20 km 以遠の周辺地域において年間積算放射線量 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられた。 福島第一原子力発電所から北西方向に約 50 km の地域まで広がっている。</p> <p>(2) 「緊急時避難準備区域」の設定（解除済み） 半径 20 km 以遠 30 km 以内で上記「計画的避難区域」以外の地域が「緊急時避難準備区域」に指定された。後に該各市町村の除染計画などの復旧計画が策定されたことから一括解除された。</p> <p>(3) 「特定避難勧奨地点」の設定 上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後 1 年間の積算放射線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定された。 住居単位で設定され、避難を義務づけるものではなく、当該世帯に避難することを勧奨するもので避難するかどうかは住民の判断による。特に、妊産婦、乳児などに避難を促す。 除染活動などにより放射線量が下がった場合には指定解除される。 福島第一原子力発電所から北西方向に 50 km 以遠の地域まで点在している。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>本市としては、<u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）</u>における事態、対応を踏まえ、国の「<u>防災基本計画</u>」及び「<u>原子力災害対策指針</u>」、<u>京都府地域防災計画（原子力災害対策編）</u>に基づいて、講じるべき対策を定めておくこととする。</p> <p>この「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」はこうした対策を定めるために策定したものである。</p> <p>なお、計画の運用に当たっては、他府県との広域的な連携が必要であるため、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」との整合を図るとともに、対策の実施に当たっては、事故の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。</p> <p>また、今後、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、適宜、「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">参考資料 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">福島第一原子力発電所の事故における避難区域等の概要</p> <p>1 福島第一原子力発電所から半径 <u>20 km</u> の範囲 当初、避難指示が出され、後に法的効力を持つ「警戒区域」に設定されて立入禁止となった。</p> <p>2 福島第一原子力発電所から半径 <u>20 km</u> 以遠 当初、半径 <u>20 km</u> 以遠 <u>30 km</u> 以内が「屋内退避地域」に指定され、後にこれを改めて、次の区域等の設定がなされた。</p> <p>(1) 「計画的避難区域」の設定 半径 <u>20 km</u> 以遠の周辺地域において年間積算放射線量 <u>20</u> ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられた。 福島第一原子力発電所から北西方向に約 <u>50 km</u> の地域まで広がっている。</p> <p>(2) 「緊急時避難準備区域」の設定（解除済み） 半径 <u>20 km</u> 以遠 <u>30 km</u> 以内で上記「計画的避難区域」以外の地域が「緊急時避難準備区域」に指定された。後に該各市町村の除染計画などの復旧計画が策定されたことから一括解除された。</p> <p>(3) 「特定避難勧奨地点」の設定 上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後 1 年間の積算放射線量が <u>20</u> ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定された。 住居単位で設定され、避難を義務づけるものではなく、当該世帯に避難することを勧奨するもので避難するかどうかは住民の判断による。特に、妊産婦、乳児などに避難を促す。 除染活動などにより放射線量が下がった場合には指定解除される。 福島第一原子力発電所から北西方向に <u>50 km</u> 以遠の地域まで点在している。</p> <p>(略)</p> </div>	

4

第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和3年7月21日一部改正)を遵守するものとする。

5

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

(略)
原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域

「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。

- 1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)
原子力施設からおおむね半径5km
- 2 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)
原子力施設からおおむね半径30km

本市は、高浜発電所から30~60kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40~70kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ(原子力発電所からおおむね半径5kmの範囲)やUPZ(原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲)に係らないものの、福島第一原子力発電所の事故の例(参考資料1参照)からはUPZと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない(万一の場合に想定される)。

その理由として、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際には、年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして福島第一原子力発電所の事故で災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるためである。

本市としては、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態、対応と原子力規制委員会が示した「原子力災害対策重点区域に関する考え方を踏まえて、UPZと同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。

また、状況に応じて住民の避難が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあら

第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

(略)
原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域

「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。

- 1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)
原子力施設から概ね半径5km
- 2 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)
原子力施設から概ね半径30km

本市は、高浜発電所から30~60km、大飯発電所から40~70kmの範囲に位置し、原子力発電所から概ね半径30kmの圏内(UPZ)に係らないものの、福島事故の例(参考資料1参照)からはUPZと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない(万一の場合に想定される)。

その理由として、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際には、年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして福島事故で災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるためである。

本市としては、福島事故における事態、対応を踏まえ、国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて、UPZと同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。

また、状況に応じて住民の避難が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討しておくこととする。

府地域防災計画との整合(原子力災害対策指針の改正に伴う修正)

原子力災害対策指針との整合(字句修正)

原子力災害対策指針との整合(字句修正)

はじめ検討しておくこととする。

6

表 防護相当措置を実施する地域

高浜発電所から 30-40km 圏

峰山町	<u>長岡区、新町区、荒山区、内記区</u>
大宮町	口大野、奥大野、上常吉、下常吉、三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺、善王寺
丹後町	是安、吉永、平、井上、中野、井谷、 <u>上宇川畑</u> 、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山、自衛隊
弥栄町	<u>吉沢区、芋野区、堤区、溝谷区、外村区、等楽寺区、船木区、黒部区、田中区、中津区、中山区、野中区、吉野区、須川区、霰区、味土野区、大谷区、来見谷区</u>

高浜発電所から 40-50km 圏

峰山町	<u>元町区、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、安区、西山区、小西区、菅区、新治区、二箇区、久次区、五箇区、鱒留区、丹波区、矢田区、橋木区、石丸区、赤坂区</u>
網野町	<u>水之江区、住吉区、上小路区、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山区、長田区、福田区、御陵区、港区、元町区（網野）、旭区、東大路区、大昭区、栄区、下岡区、小浜区、磯区、春日区、愛宕区、大橋区、大谷区、溝川区、島津口区、仲禅寺区、掛津区、遊区、三津区、高橋区、公庄区、郷区、生野内区、切畑区、加茂川区、岡田区、日和田区、中立区、下和田区、溝野区、塩江区</u>
丹後町	岡成、谷、向地、小泊、小間東、小間西、砂方、成願寺、徳光、三宅、大山、岩木、矢畑、竹野、宮、牧ノ谷、願興寺、家ノ谷、筆石、乗原、此代
弥栄町	<u>小田区、国久区、井辺区、鳥取区、木橋区、和田野区</u>
久美浜町	布袋野、尉ヶ畑、奥山、二俣、小桑、佐野甲、佐野乙、佐野丙、安養寺、野中、郷、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、関、三原

高浜発電所から 50km 以遠圏

前記、高浜発電所から <u>30-40km</u> 圏、 <u>40-50km</u> 圏以外の全行政区
--

7

大飯発電所から 30-40km 圏

該当無し

大飯発電所から 40-50km 圏

峰山町	<u>新町区</u>
大宮町	三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺
丹後町	是安、平、井上、中野、井谷、上宇川畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山、 <u>自衛隊</u>

表 防護相当措置を実施する地域

高浜発電所から 30~40km 圏

峰山町	<u>長岡、新町、荒山、内記</u>
大宮町	口大野、奥大野、上常吉、下常吉、三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺、善王寺
丹後町	是安、吉永、平、井上、中野、井谷、 <u>畑</u> 、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山
弥栄町	<u>吉沢、芋野、堤、溝谷、外村、等楽寺、船木、黒部、田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霰、味土野、大谷、来見谷</u>

高浜発電所から 40~50km 圏

峰山町	<u>元町、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、安、西山、小西、菅、新治、二箇、久次、五箇、鱒留、丹波、矢田、橋木、石丸、赤坂</u>
網野町	<u>水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江</u>
丹後町	岡成、谷、向地、小泊、小間東、小間西、砂方、成願寺、徳光、三宅、大山、岩木、矢畑、竹野、宮、牧ノ谷、願興寺、家ノ谷、筆石、乗原、此代
弥栄町	<u>小田、国久、井辺、鳥取、木橋、和田野</u>
久美浜町	布袋野、尉ヶ畑、奥山、二俣、小桑、佐野甲、佐野乙、佐野丙、安養寺、野中、郷、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、関、三原

高浜発電所から 50km 以遠圏

前記、高浜発電所から <u>30~40km</u> 圏、 <u>40~50km</u> 圏以外の全行政区
--

大飯発電所から 30~40km 圏

該当無し

大飯発電所から 40~50km 圏

峰山町	<u>新町</u>
大宮町	三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺
丹後町	是安、平、井上、中野、井谷、上宇川畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山

行政区の表記の統一

弥栄町	吉沢区、芋野区、堤区、外村区、等楽寺区、船木区、黒部区、田中区、中津区、中山区、野中区、吉野区、須川区、霰区、味土野区、大谷区、来見谷区
-----	--

大飯発電所から **50km** 以遠圏

前記、大飯発電所から 40-50km 圏以外の全行政区

弥栄町	吉沢、芋野、堤、外村、等楽寺、船木、黒部、田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霰、味土野、大谷、来見谷
-----	---

大飯発電所から **50km** 以遠圏

前記、大飯発電所から 40～50km 圏以外の全行政区

8 第7章 防護相当措置の準備及び実施

防護相当措置を実施する地域においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

（参考）OILについて

Operation Intervention Level の略。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される、空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のこと。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は次表のとおり。

OILと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類	基準の概要と初期設定値	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	β線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	20 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

第7章 防護措置の判断基準

原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（EAL）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

この基準に基づき、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、府や関係市町に対して指示を行うこととなる。

本市においては、国等が実施する緊急時モニタリングの測定結果をOILと照らし合わせ、UPZ内に準じた防護措置を実施することとする。

名称	適用
(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)	・緊急事態の初期対応段階の防護措置の基準 ・原子力施設の状況に応じて対応 [警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3区分を設定]
(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)	・放射性物質の放出後の防護措置の基準 ・緊急時モニタリングの結果(空間放射線量率等)に応じて対応 [OIL1,2,4,6及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分を設定]

OILと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	β線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

原子力災害対策指針との整合

飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5 マイクロシーベルト/時※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体等	(略)	
	京都農業協同組合	1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導
	丹後地区森林組合	2 食料供給支援
	京都府漁業協同組合	3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
	上宇川漁業協同組合	
	野間漁業協同組合	
	(追加)	

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章 基本方針

本編は、(追加) 災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5 μ Sv/h※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体等	(略)	
	京都農業協同組合	1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導
	丹後地区森林組合	2 食料供給支援
	京都府漁業協同組合	3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
	上宇川漁業協同組合	
	野間漁業協同組合	
	久美浜町有線放送農業協同組合	

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章 基本方針

本編は、[原災法及び](#)災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

府地域防災

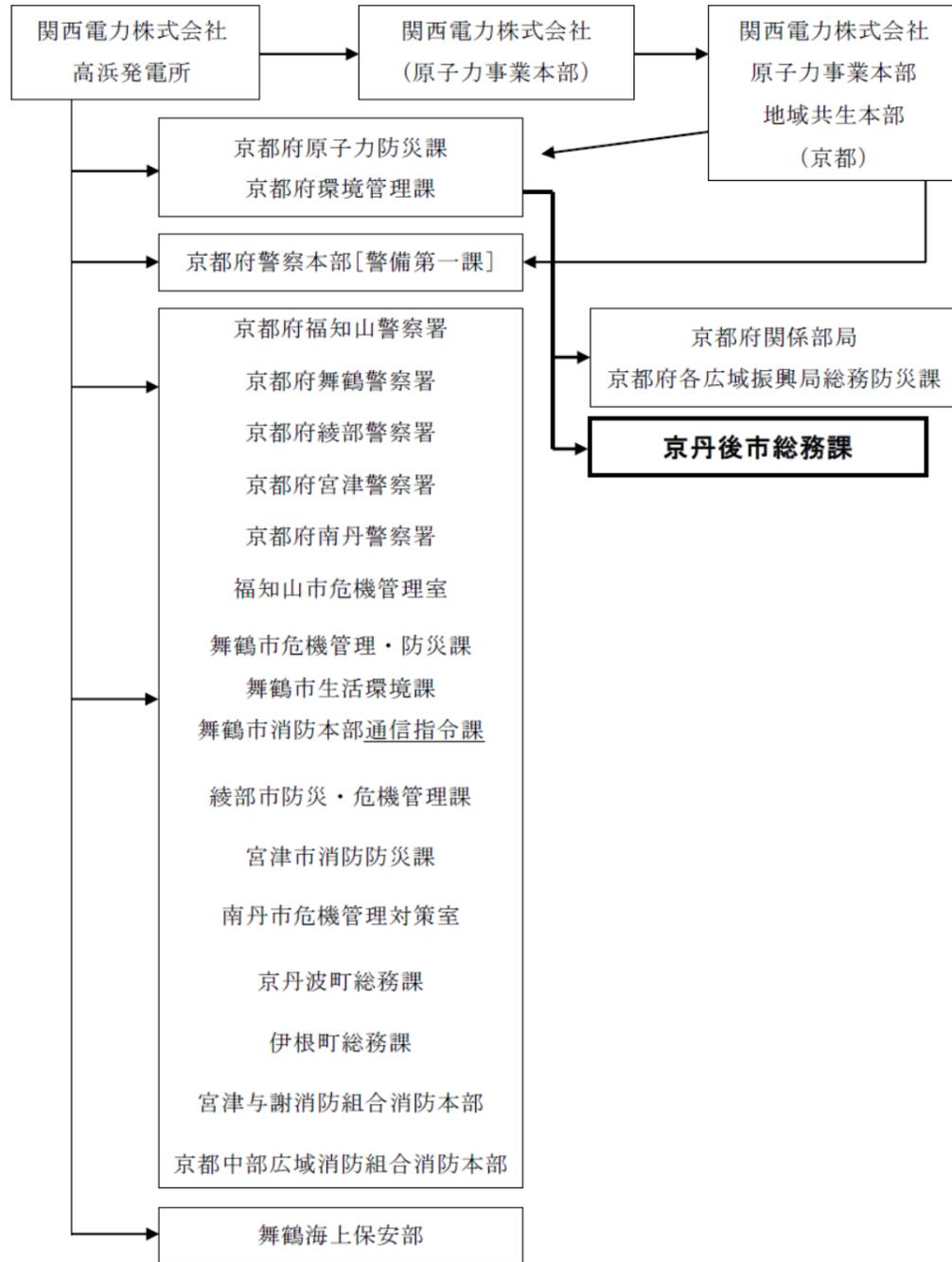
	<p>第3章 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>京丹後市は、国、京都府、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>京丹後市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>(略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料</p> <p>(ア) 周辺概況図</p> <p>(イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所、大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）</p> <p>(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、<u>幼稚園</u>、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所、大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>(カ) 拠点となる原子力災害医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段・経路の多様化等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 京丹後市<u>防災行政無線（同報系）</u>の整備</p> <p>京丹後市<u>防災行政無線（同報系）</u>については、<u>一部アナログ機器のデジタル化更新整備</u>に努めるものとする。</p> <p>(2) 京都府衛星通信系防災情報システムの活用</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムについて、確実なルートの設定を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害に強い伝送路の構築</p> <p>京丹後市は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>(4) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの<u>衛星車載局、可搬型衛星地球局</u>の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>計画との整合</p> <p>字句修正 幼稚園の廃止による</p> <p>時点修正 （防災行政無線デジタル化完了） 府地域防災計画との整合（廃局のため）</p>
13		
14		
15		
16		
13		
14		
15		
16		

22	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>3 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 京丹後市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。<u>(追加)</u></p> <p>5 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、京都府及び京丹後市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、京丹後市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における<u>幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに</u>、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例の制定による。 (生活福祉課)</p>
24	<p>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>4 原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>京都府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期原子力災害医療機関を追加指定するとともに、原子力災害医療機関等への放射線測定資機材、除染資機材、<u>ヨウ素剤</u>、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、原子力災害医療体制の整備を進める。</p>	<p>幼稚園の廃止による</p>
32	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出<u>すべきか否かの判断を直ちに行い</u>、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請</p>	<p>表記の統一</p> <p>府地域防災計画との整合</p>
<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>3 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 京丹後市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。<u>(提供拒否者を除く。)</u></p> <p>5 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、京都府及び京丹後市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、京丹後市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における<u>保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに</u>、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>4 原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>京都府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期原子力災害医療機関を追加指定するとともに、原子力災害医療機関等への放射線測定資機材、除染資機材、<u>安定ヨウ素剤</u>、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、原子力災害医療体制の整備を進める。</p> <p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生して<u>いる</u>か否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請</p>		

請するものとされている。
(略)

別図 1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

するものとされている。
(略)

別図 1

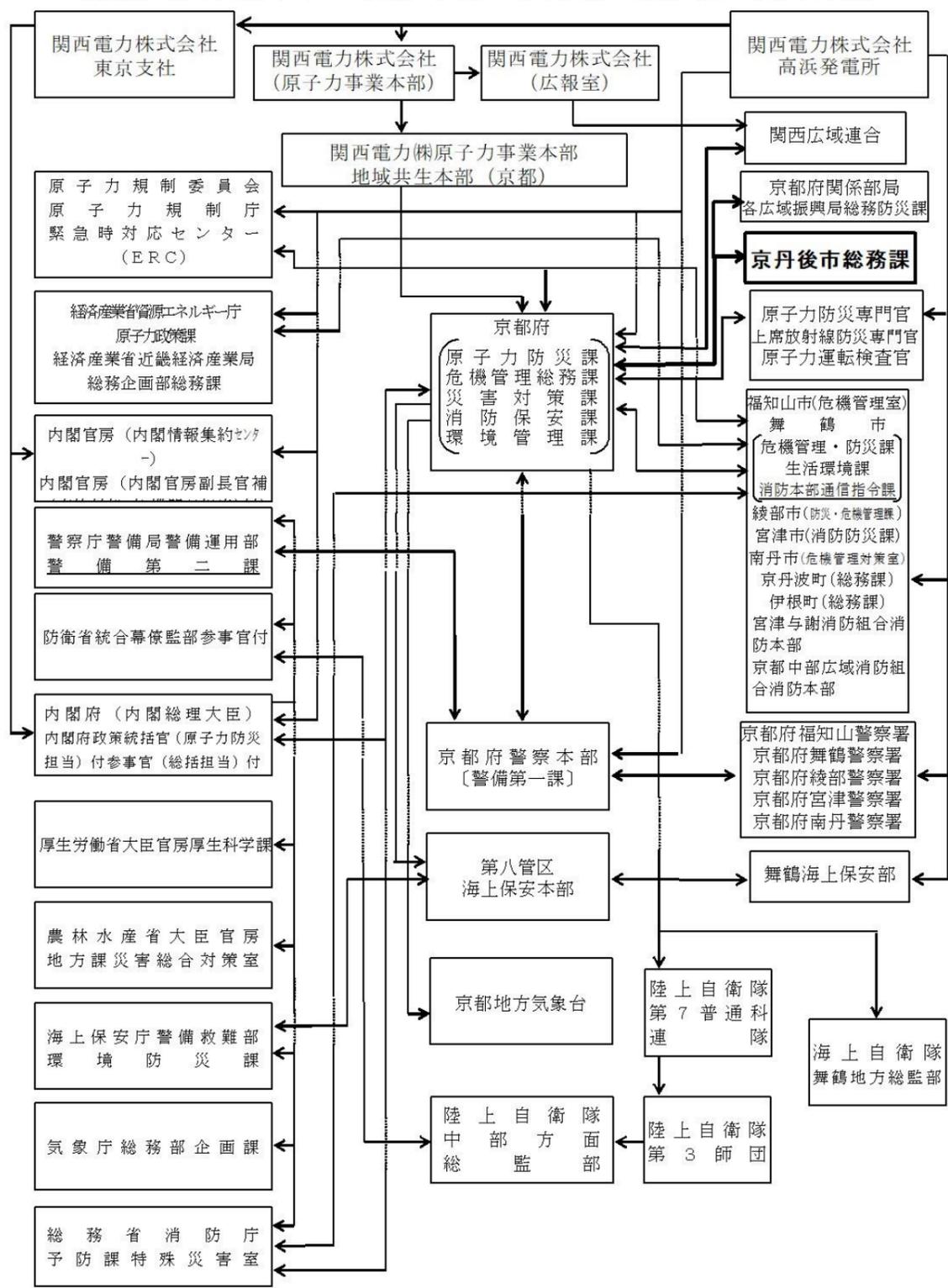
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

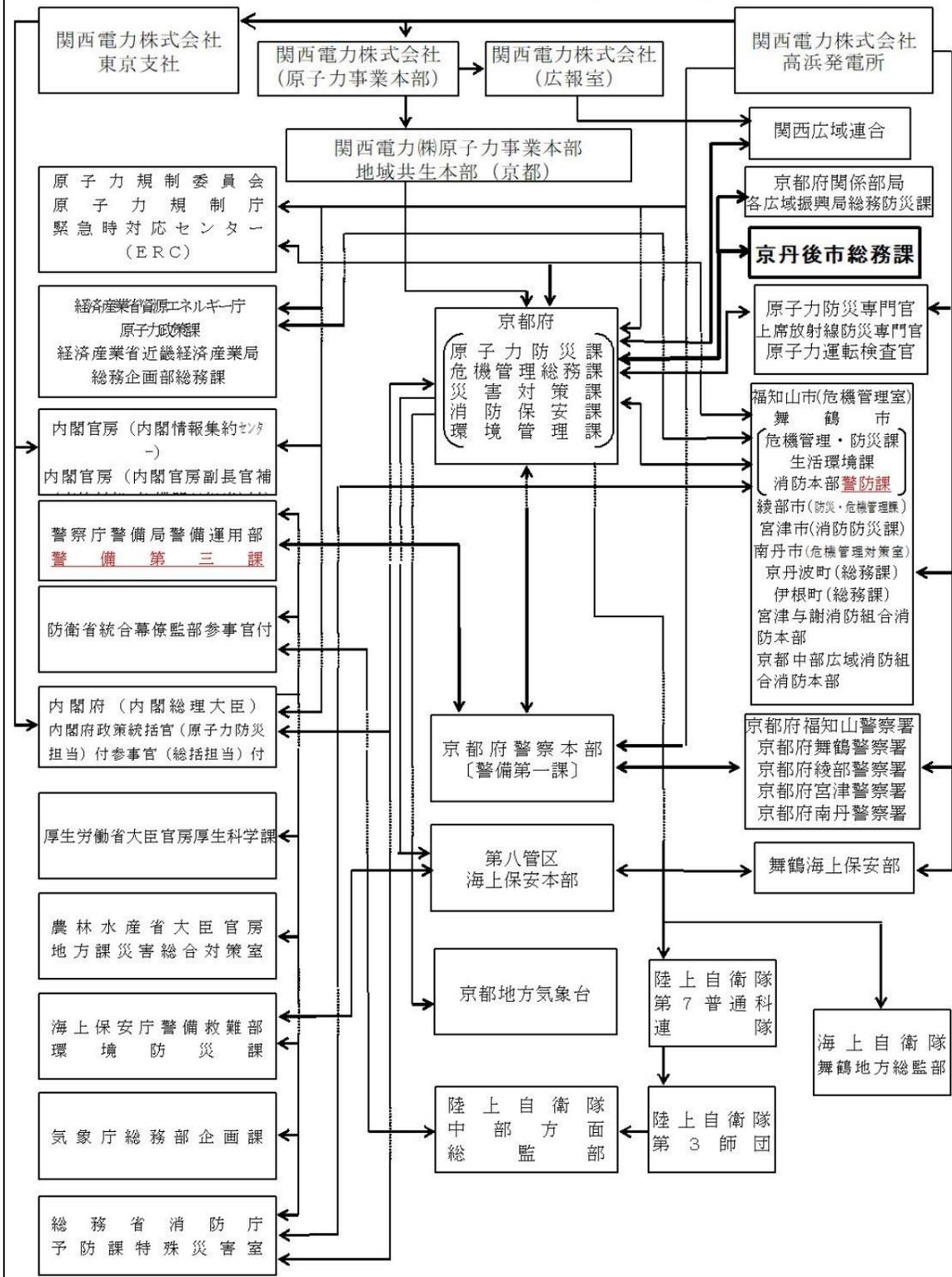
組織改正に伴う改定
(舞鶴市消防本部)

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

組織改正に伴う改定（警察庁、舞鶴市消防本部）

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(略)
(2) (略)

原子力規制委員会では、防護措置の実施に当たって、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととされてきたものを、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については「表 即時の避難を要する基準（OIL 1に相当）」「表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)」が原子力災害対策指針に示されている。

表 即時の避難を要する基準(OIL 1に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500μSv/h (空間放射線量率)※2 (地上1m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (空間放射線量率)※2 (地上1m)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えた場合に、防護措の実施が必要であると判断する。

5 安定ヨウ素剤の服用

京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

2 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(略)
(2) (略)

原子力規制委員会では、防護措置の実施に当たって、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととされてきたものを、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については即時の避難及び一時移転を要する基準が原子力災害対策指針に示されている。

表 即時の避難を要する基準(OIL 1に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が OIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用

京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

2 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査

の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。京丹後市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

なお、原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、「表 飲食物の摂取制限を要する基準(OIL 6 及び OIL 3 に相当)」が原子力災害対策指針に示されている。

「表 飲食物の摂取制限を要する基準(OIL 6 に相当)」

基準の種類	基準の概要	初期値			防護措置の概要
飲食物スクリーニング基準	経口摂取による被ばく影響を早急に防止するため、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施する地域を特定する際の基準	0.5µSv/h (空間放射線量率) (地上1m)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※1}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※2}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA GSG-2における OIL 6 の値を参考として数値を設定する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第12章 水資源対策

49

3 放射線物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。京丹後市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

なお、原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、「表 飲食物の摂取制限を要する基準」が原子力災害対策指針に示されている。

表 飲食物の摂取制限を要する基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5µSv/h ^{※1} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※2}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※3}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※2 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA GSG-2における OIL 6 を参考として数値を設定する。

※3 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※4 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第12章 水資源対策

3 放射性物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。